

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和7年4月1日

大 阪 府

大阪府電子契約システム利用規約の作成について

電子契約システムの導入に伴い、事業者及び個人等が同システムを利用する場合において必要な事項を定めた「大阪府電子契約システム利用規約」を作成し、別添のとおり令和7年4月1日付けで施行しましたので、よろしくお取り計らい願います。

お問い合わせ先

総務部 契約局 総務委託物品課
企画・システムグループ

電話 06-6941-0351

内線 5332、5333

大阪府電子契約システム利用規約

【目的】

第1条 大阪府電子契約システム利用規約（以下「本規約」という。）は、大阪府電子契約システム（大阪府電子契約サービス他の電子契約システムのサブシステムを含む、以下「本システム」という。）を事業者及び個人等（以下「利用者」という。）が利用する場合において必要な事項について定める。

【利用環境】

第2条 利用者の責任

利用者は、使用するパソコン、通信機器、回線等が正常に稼働する環境を確保しなければならない。

2 ウィルス対策

利用者は、本システムにおけるファイル添付機能を使用して利用者のパソコンからファイルを送信する際には、送信するファイルに対して必ずウィルスチェックをかけ、当該ファイルがウィルスに感染していないことを確認した上で送信しなければならない。

3 システム使用可能文字

本システムへの入力画面の一部及び使用するファイル名で取扱いが可能な文字は、JIS 第一水準及び第二水準の文字としているため、利用者は、説明書、マニュアル等で使用文字の指定がある場合は、その指示に従わなければならない。

4 システム利用に伴う費用負担

大阪府が用意する本システムの利用については無償とする。ただし、利用者は本システムを利用するにあたり利用者が用意するすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。また、本システムを利用するために必要な通信費用、IC カードを取得又は更新するための費用その他本システムの利用に伴い発生した一切の費用は、利用者の負担とする。

【禁止事項】

第3条 本システムの利用に当たり、利用者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本システムの画像、文字等について、大阪府に無断で他のホームページ又は印刷物等に転載すること。
- (2) 本システムを入札参加資格申請、電子入札及び電子見積合せに係る手続き並びに入札情報等の閲覧以外の目的で利用すること。
- (3) 本システムに対して不正にアクセスすること。
- (4) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (5) 業務の処理に当たり大阪府が指定する以外のファイル又は業務処理上関係の無いファイルを添付すること。

- (6) 故意又は過失を問わず、本システムに対してウィルスに感染したファイルを送信すること。
 - (7) 他の利用者の IC カード、P I N 番号、ユーザ ID、パスワード、登録番号等を不正に入手すること。また、これらを使用すること。
 - (8) 利用者以外の人物又は法人（団体）を名乗ること。
 - (9) その他法令等に違反すると認められる行為を行うこと。
- 2 大阪府は、本システムに対し、前項各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があったと判断した場合には、予告なしに本システムによるサービスの停止又は制限等必要な措置を行うことができる。

【利用時間】

第4条 本システムの利用時間については、次のとおりとする。

(1) 大阪府電子契約システム

毎日 24 時間とする。ただし、サブシステムの電子申請システムについては、毎日午前 8 時から午後 11 時 45 分までとする。なお、年末年始及び年度替わり、毎週水曜日午後 8 時から翌日午前 8 時までシステム保守のため停止する。

(2) 本システムの保守等の必要がある場合については、前号にかかわらず大阪府は利用者への事前通知を行うことなく、本システムの運用を停止、休止又は中断等を行うことができる。なお、その場合、大阪府は、本システムや大阪府ホームページ等での周知に努めるものとする。

【利用者問合せ方法】

第5条 本システムの操作方法及び技術的な問合せ（以下「操作方法等」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本システムの操作方法等について不明な点が生じた場合に、本システムの運用に当たり設置するヘルプデスクに電話により問合せをすることができる。
- (2) ヘルプデスクの利用時間は、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日を除く午前9時から午後6時までとする。
- (3) 利用者が第1号の規定に基づき問合せができる内容は、本システムの操作方法等に限ることとする。
- (4) 利用者は、第1号の規定により問い合わせる場合には、暴力的な言動又は不当な要求を行ってはならない。

【損害賠償請求】

第6条 大阪府は、利用者が第2条及び第3条のいずれかに違反する行為に起因して大阪府に損害を与えた場合は、その損害の賠償を請求することができる。

【免責事項】

第7条 大阪府は、利用者が本システム及びヘルプデスクを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わない。

2 大阪府は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負わない。

【利用規約の適用】

第8条 本規約の適用については、次のとおりとする。

- (1) 本システムを利用するには、利用者が本規約に同意する必要がある、本規約に同意することができない場合は、本システムを利用してはならない。なお、利用者は、本システムの使用を開始した時点で本規約に同意したものとみなす。
- (2) 大阪府は、利用者に通知することなく本規約を変更できるものとする。
- (3) 本規約の変更後も、利用者が本システムの使用を継続する場合は、利用者は変更後の条項に同意したものとみなす。

【著作権】

第9条 本システムに含まれるプログラム及びその他の著作物に関する著作権は、国の著作権関連法令及び国際著作権条約により保護されている。また、これらの著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止する。

【個人情報の保護】

第10条 大阪府は、本システムにより利用者から取得した個人情報については、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）等に基づいた保護及び適正管理を行う。

【管轄裁判所】

第11条 本システムの利用に関して紛争が生じた場合については、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附 則

本規約は令和7年4月1日から施行する。